

「戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業に伴う
公益施設整備事業契約」の変更について

1 提案理由

「戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業契約」の一部を変更する契約を締結するにあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条に基づき、提案するものです。

2 契約変更を行う理由

平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 5 % から 8 % へ改正されたことに伴い、平成 26 年度以降の維持管理・運営の対価に対する消費税額が変更になるため、維持管理・運営費を改定し、契約金額を変更するものです。

3 変更する契約金額

- (1) 変更前 16,557,685,075 円 (うち維持管理・運営費 4,858,472,076 円)
- (2) 変更後 16,685,820,641 円 (うち維持管理・運営費 4,986,607,642 円)
- (3) 差 額 128,135,566 円

4 契約期間

平成 22 年 6 月 23 日から平成 39 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方

アートプレックス戸塚株式会社

(参考) 戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業の概要

所在地 横浜市戸塚区戸塚町 16-17
事業手法 P F I 手法
整備内容 戸塚区役所、戸塚区民文化センター、交通広場、自転車駐車場、
駐車場など (平成 25 年 2 月 28 日引渡し)
契約日 平成 22 年 6 月 23 日